

## 訪問看護契約書

(重要事項説明書・訪問看護利用契約書)

—

—

裕生堂訪問看護ステーション

—

# 訪問看護サービス提供に係る重要事項説明書

## 1 当事業所の概要

### 1) 事業所の名称・所在地・連絡先

事業所名：裕生堂訪問看護ステーション

所在地：福岡市中央区赤坂1-1 1-1 3 赤坂塚田ビル4F

連絡先：TEL 092-717-1313 / FAX 092-510-7895

管理者名：吉田和美

サービス種類：訪問看護

介護保険指定番号：福岡県指定第4061191468号

サービス提供地域：福岡市（その他地域はご相談ください）

### 2) 営業時間

月曜日～土曜日 9:00～18:00

定休日：日曜・祝日・年末年始（12/30～1/3）

### 3) 職員体制

常勤換算で2.5人以上の看護職員、作業療法士を配置しています。

### 4) 事業計画

事業計画は、利用者およびその家族に限らず、求めがあれば閲覧できます。

## 2 連絡窓口（相談・苦情・キャンセル）

TEL：092-717-1313

担当者：吉田和美

受付時間：9:00～18:00

## 3 事業の目的・運営方針

### 1) 目的

在宅で療養生活を送るご利用者様に訪問看護サービスを提供し、居宅において自立した日常生活を営めるよう支援します。

## 2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護サービスを、24時間対応体制を整え、連絡を受けて必要に応じて緊急訪問看護を行います。

サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様の主体性を尊重し、地域の保健医療・福祉機関との連携により総合的なサービス提供に努めます。

## 4 利用料金

### 1) 利用料金

訪問看護利用料は別紙①・②で説明します。

- 支払証明書：1件 500円
- 衛生材料費：実費（必要に応じて別途明示）
- 光熱費（電気・水道・ガス）：利用者様負担

### 2) 交通費

福岡市以外の地域では、次の交通費をご負担いただきます。

- 片道5km未満：無料
- 片道5km以上：1回 200円

### 3) サービスの中止・キャンセルについて

利用者は、サービス提供予定日の当日9時00分までに事業所へ連絡を行った場合は、料金の負担なくサービスを中止することができます。

ただし、当日9時00分までに連絡がなく、当該訪問時間に不在であった場合には、契約書第6条に定めるキャンセル料金を負担していただきます。

なお、体調不良その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

### 4) 支払方法

毎月末締め、翌月10日までに請求書をお渡しし、20日以降の銀行営業日に口座振替にてお支払いいただきます。

なお、支払期限については、利用契約書に定める内容に従うものとします。ただし、口座振替が利用できない等のやむを得ない事由がある場合には、事業所が認めた方法によりお支払いいただくことがあります。

## 5 サービスの利用方法

### 1) 開始

サービスは、契約書に定める契約締結日（初回訪問日）より開始します。

居宅サービス計画を作成する場合は、介護支援専門員と日程調整を行います。

### 2) 契約の終了および解除

#### ①利用者からの解約

利用者は、原則として終了希望日の1週間前までに、文書により解約の申出を行うことで、本契約を終了することができます。ただし、病状の変化や急な入院等、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

#### ②事業所からの解約

事業所は、やむを得ない事由により本契約を継続できない場合には、原則として終了日の1か月前までに、文書により通知することで、本契約を終了することがあります。

#### ③自動終了

次の場合には、本契約は通知を要せず自動的に終了します。

- ・介護保険施設に入所した場合
- ・要介護認定が「非該当（自立）」となった場合（医療保険利用者を除く）
- ・利用者が死亡した場合

#### ④契約解除

次の場合には、利用者または事業所は、本契約の全部または一部を解除することができます。

- ・正当な理由なくサービス提供が行われない場合
- ・守秘義務違反または著しく不適切な行為があった場合
- ・利用料を3か月以上滞納し、催告後も支払いがない場合
- ・暴力、ハラスメント等により契約継続が困難な場合

#### ⑤事業継続が困難な場合の対応

災害、感染症の蔓延、その他やむを得ない事由により、当事業所のサービス提供が一時的に困難となった場合には、利用者様の療養を継続するため、必要に応じて他の訪問看

護事業所等に訪問継続を依頼・調整することがあります。

## 6 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体変化があった場合は、主治医・救急隊・キーパーソン・代理人・居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡します。

## 7 虐待防止

- ・虐待防止委員会を設置し、定期的を開催します（必要に応じて ICT を活用）
- ・年 1 回以上の研修を実施し、職員の人権意識・知識の向上に努めます。
- ・職員が相談できる体制を整備します。
- ・職員の安全確保およびハラスメント防止のため、暴力行為・虐待行為・ハラスメント等が疑われる場合には、必要に応じて録音・記録等により事実確認を行うことがあります。

## 8 苦情対応窓口

事業所 苦情受付担当：吉田和美 TEL 092-717-1313

本社 苦情解決責任者：井上由貴子 TEL 092-720-5111

公的機関相談窓口（市区町村、国保連、広域連合、精神保健福祉センター等）

### 【苦情・相談に関する公的機関による窓口】

#### ●介護保険

##### 福岡県国民健康保険団体連合会

相談窓口：事業部介護保険課（介護サービス相談窓口）

TEL 092-642-7859

##### 各区介護保険 福祉・介護保険課相談窓口

##### 東区

連絡先：TEL 092-645-1071

##### 博多区

連絡先：TEL 092-419-1145

**中央区**

連絡先：TEL 092-718-1145

**南区**

連絡先：TEL 092-559-5126

**城南区**

連絡先：TEL 092-833-4103

**早良区**

連絡先：TEL 0992-833-4354

**西区**

連絡先：TEL 092-895-7065

●**医療保険** 各区保健福祉センター 医療安全相談窓口

受付月～金曜 9：30～11：30 / 13：00～16：00

**東区保健福祉センター**

連絡先：TEL 092-645-1111

**博多区保健福祉センター**

連絡先：TEL 092-419-1121

**中央区保健福祉センター**

連絡先：TEL 092-761-7325

**南区保健福祉センター**

連絡先：TEL 092-559-5162

**城南区保健福祉センター**

連絡先：TEL 092-831-4261

**早良区保健福祉センター**

連絡先：TEL 092-851-6567

**西区保健福祉センター**

連絡先：TEL 092-895-7098

## 9 個人情報の取り扱い

- 1) 当事業所は、訪問看護サービスの提供にあたり、利用者様の個人情報を適切に管理し、法令に基づき利用目的の範囲内で使用します。
- 2) 提供先は、医療機関、介護支援専門員、各サービス提供事業者、保険者（市区町村・国保連・広域連合等）、行政機関など、円滑なサービス提供や緊急時対応に必要な関係機関に限ります。
- 3) 利用者様の同意なく、目的外で第三者に提供することはありません。
- 4) 利用者様は、いつでも同意を撤回することができます。

## 10 事故発生時の対応

- 1) サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに応急処置を行い、主治医・家族・関係機関に連絡します。
- 2) 必要に応じて市区町村・保険者へ事故報告を行います。
- 3) 事故の内容を記録し、再発防止に向けて職員間で検討します。
4. 当事業所は「事故発生時対応マニュアル」を整備し、定期的に職員研修を実施して周知徹底しています。

## 署名欄

令和 年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護サービスについて重要事項の説明を受けました。

また、サービス提供に必要な範囲で、私に関する個人情報が関係機関へ提供されることに同意します。

<事業者>

所在地：福岡市中央区赤坂1-11-13 赤坂塚田ビル4F

事業者名：株式会社 裕生堂

代表者名：代表取締役 塚田 真二郎 印

<説明者>

所属：裕生堂訪問看護ステーション

氏名： 印

<利用者>

氏名： 印

(利用者代理人が選任された場合)

住所：

氏名： 印